

令和4年度第2回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年7月7日（木）

〇ごみ対策課長　皆さん、こんにちは。定刻を過ぎましたので、令和4年度第2回多摩市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。私は、環境部ごみ対策課長です。本日は、委員任期最初の会議となりますので、会長が選任されるまでの間、私を含む事務局にて進行させていただきます。よろしくお願いたします。着席で進めさせていただきます。

初めに出席の確認です。現在の出席者数は14名です。M委員から、遅れていらっしゃるとの連絡が入っております。全委員15名中過半数の出席がありますので、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第3条第6項の審議会開催要件を満たしていることを、御報告させていただきます。

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まず、本日使用する資料について、確認させていただきます。資料がない方は挙手いただければ、事務局職員がお渡しに伺います。まず、事前に配付した資料として、郵送させていただきましたものを確認します。

最初に令和4年度第2回多摩市廃棄物減量等推進審議会次第、A4片面印刷の1枚です。

2点目は、右上に資料1と記載された、多摩市廃棄物減量等推進審議会委員等名簿（令和4年7月1日改訂版）A4片面印刷1枚です。

3点目は、右上に資料2と記載された、多摩市関係条例及び施行規則等の抜粋（審議会設置根拠）A4片面印刷1枚です。

4点目は、右上に資料3と記載された、審議会の運営についての申合せ事項、A4片面印刷1枚です。

5点目は、右上に資料4と記載された、計画の概要について、A4両面印刷ホチキス留めした4枚です。

6点目は、右上に資料5と記載された、多摩市の概況について、A4両面印刷ホチキス留めした2枚留めです。

7点目は、右上に資料6と記載された、ごみ処理基本計画の基本理念について、A4両面印刷1枚です。

8点目は、本日机上に配付しました資料になりますが、右上に資料7、目標達成時と記載

された、ごみ減量目標について、A3片面印刷1枚です。

9点目も、同じく本日机上に配付した資料で、右上に資料7参考(当日配付資料)と記載された、『削減・資源化の項目別想定(生活系ごみ)』から始まる資料です。A4両面印刷2枚と、A3片面印刷1枚をホチキス留めしたものです。

10点目は、右上に資料8と記載された、排出抑制計画についてです。A4両面印刷、ホチキス留めした3枚です。

11点目は、資料番号は特に記載しておりませんが、A4横使いの片面印刷1枚で、二次電池搬出のための絶縁作業というタイトルのついた資料です。

最後になりますが、右上に参考資料と記載された、令和4年度多摩市立資源化センターその他設備等改修工事の工事請負契約の締結について、A4片面印刷1枚です。

では、次第に沿って続けさせていただきます。次は、次第2、委嘱状交付ですが、本日、審議会委員の委嘱状につきましては、進行の都合上、大変恐縮ですが、お一人ずつの手渡しではなく、机上配付とさせていただきます。お手数ですが、氏名の確認をお願いいたします。これをもって委嘱状の交付に代えさせていただきます。

続きまして、次第3、環境部長より、新たな審議会体制の開始に先立って、御挨拶を申し上げます。環境部長、よろしくお願いいたします。

○環境部長 改めまして、環境部長です。よろしくお願いいたします。委員に変更もございましたので、改めて、多摩市廃棄物減量等推進審議会の根拠ですとか役割、皆様に審議をお願いする事項等につきまして、確認をさせていただければと思います。

本審議会は、本市の条例に基づき設置されている、市長の諮問機関となります。その役割も条例に記載されてございまして、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議いただきまして、市長に答申するということが、定められています。

本日も、皆様に御審議をお願いするのですが、その前に、多摩市の環境行政の状況等につきまして、御報告をさせていただきます。多摩市のごみ総量は、平成25年から10年間で10%削減という目標に向けて、順調に削減が進んでいる状況でしたが、その内訳を見ますと、コロナウイルス感染症の影響が大きく出ておりまして、事業系ごみが、経済活動の停滞で大きく減少している一方で、粗大ごみ、プラスチック、あとはペットボトルなどが大きく増えている状況です。

多摩市は、令和2年6月に議会と共同で、多摩市気候非常事態宣言を行っています。その

中に3つの目標を定めていまして、2050年までにCO2排出実質ゼロ、使い捨てプラスチックの削減、水と緑の保全と、3つの目標を定めており、持続可能で地球に優しいライフスタイルへの転換を、市民の皆さんとともに目指していくことを定めました。

このような状況の中、現在の本市の一般廃棄物処理基本計画は、今年度、令和5年3月31日をもって計画期間を終えることとなります。そのことを踏まえまして、令和3年5月に、多摩市長から、この一般廃棄物処理基本計画の策定についての諮問を受け、現在、継続して審議を重ねていただいている最中というところです。

この後の半年間で、次期計画の策定に向けて、皆様から、様々な視点での協議・検討をいただき、その計画策定を進めていければと思っておりますが、このたび、審議会の委員をお引き受けいただいた皆様におかれましては、この審議の途中からの参加となりますので、誠に申し訳ありませんが、御不明な点等があれば、何なりと事務局までお尋ねいただければと思います。

それでは、今日もよろしくお願いいたします。

〇ごみ対策課長　　よろしくお願いいたします。

続きまして、次第4、委員自己紹介です。本日の審議会は、新たな体制による最初の開催となります。新たに委員に5名の方をお迎えしておりますので、前回から引き続き委員をお引き受けいただいている方も含めて、全委員の皆様から、自己紹介をお願いしたいと思います。委員名簿につきましては、本日の資料1、多摩市廃棄物減量等推進審議会委員等名簿を御参照ください。それでは、席順に沿って、A委員から時計回りで自己紹介をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

～省略～

〇ごみ対策課長　　ありがとうございました。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。資料1の名簿下段の事務局の欄を御参照ください。

～省略～

〇ごみ対策課長　　最後に本年度、多摩市一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託の受

託者である、P社さんです。

○P社 P社と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ごみ対策課長 ありがとうございます。

ここで、委員の皆様にお願ひを申し上げます。この後、発言される方は挙手をお願ひいたします。マイクを持って職員が伺いますので、マイクが届いてから、御発言をお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。次第5、議事（1）会長・副会長の選任をお願ひいたします。

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第3条第2項に基づき、「会長、副会長は、審議会委員の互選により定める」こととなっております。自薦、他薦どちらでも結構ですが、いらっしゃいますでしょうか。

○C委員 はい。

○ごみ対策課長 C委員。

○C委員 自薦ではございません。廃棄物処理法において、一般廃棄物の基本計画というのは、非常に重要な柱となる、骨格となる計画の策定でございますので、ぜひここは、経験豊富なA委員に会長を引き受けていただきたく、御推薦申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ごみ対策課長 ただいま、会長にA委員の推薦がありましたが、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○ごみ対策課長 では、推薦のとおり、会長にA委員を選出するという事によろしいか、改めてお諮りいたします。よろしければ、拍手をお願ひいたします。

（ 拍 手 ）

○ごみ対策課長 ありがとうございます。拍手全員と認めます。それでは、会長にA委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○会長 はい。

○ごみ対策課長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続いて、副会長の選任を行いたいと思います。こちらも自薦、他薦どちらでも結構です。いらっしゃいますでしょうか。

○C委員 はい。

○ごみ対策課長 C委員。

○C委員 自薦ではございません。たしか第1回の審議会から、会長が男性の場合は、女性の副会長ということが恒例となっていたはずなので、ぜひここは、いろいろ市町村の26市の実態に非常に詳しい、H委員にお引き受けいただきたく御推薦申し上げます。よろしくお願ひします。

○ごみ対策課長 ありがとうございます。ただいまC委員から、副会長にH委員との御推薦がありましたけれども、ほかに推薦、自薦・他薦いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ごみ対策課長 では、推薦のとおり、副会長にH委員を選任するという事でよろしいかお諮りいたします。よろしければ拍手をお願いいたします。

(拍手)

○ごみ対策課長 ありがとうございます。拍手全員と認めます。それでは、副会長にH委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○副会長 承知しました。

○ごみ対策課長 ありがとうございます。では両委員は、それぞれ会長席、副会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長より、それぞれ御挨拶をお願いいたします。

○会長 それでは、座ったままで挨拶させていただきます。

この審議会は、私は何期か会長を務めさせていただいております。毎期、非常に自由闊達な御意見を頂戴し、またそれが、非常に建設的な御意見であることが多くて、私自身も、随分勉強をさせていただいておりますので、引き続き、よろしく御協力お願いいたします。

○副会長 Hです。よろしくお願ひいたします。私もごみのことは長くやってきてはおりますけれども、やはりここにきてコロナ禍という、今まで考えていなかったようなこと、最近ロシアのウクライナ侵攻ということで、随分経済的なことが影響してくるようになって、結局それが全部、生活に響きますので、ごみのことも変化し続けていくなど感じています。今までの状況を見ても、ごみの減量ということで、いろんな施策を打ってきて、ダストボックス廃止から有料化、様々な資源化などやってきましたけれども、このままでは、なかなか進まないということで、とても重要な会議にこれからなるとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ごみ対策課長 ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行は、会長にお譲りいたします。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、次第に沿いまして、議事2、議題に入ります。

①の多摩市廃棄物減量等推進市議会の設置について、②の審議会の運営についての申合せ事項につきまして、事務局より、説明をお願いいたします。

○計画担当主査（施設） 改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。議事（2）①多摩市廃棄物減量等推進審議会について、計画担当より御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

本審議会につきましては、先ほど、環境部長の挨拶の中でもあったように、市長の附属機関として設置をしており、市長の諮問を受けて、それに応じた答申をいたします。

令和3年5月に、多摩市長から現在の計画の終了を迎えるに当たり、施策の実施状況や数値目標の達成状況、今後の循環型社会形成に向けた基本的な考え方や、施策の展開の方向等を盛り込んだ計画策定のため、審議会において専門的な見地や市民の視点から審議をしていただきたく、諮問をいただいております。

本審議会では、令和5年から令和14年を計画期間とする、多摩市一般廃棄物処理基本計画の策定について、委員の皆様と御審議をしていきたく存じます。

続きまして、②の審議会の申合せ事項について御説明をいたします。資料3を御覧ください。

審議会の運営をしていく上で、ある程度、一定のルールを決め、その上で進めていきたいと考えております。大きな部分につきましては、委員の皆様が御発言をいただく際には、審議の内容は記録をさせていただきます。この記録は、音声録音による記録をし、そこから全文記録を書き起こす方法にて行わせていただきます。

資料の4番を御覧ください。傍聴についてです。審議会は公開による審議となり、一般市民の傍聴も可能となっております。また、多摩市自治基本条例にある、市民参画・協働の中で、本審議会は、情報共有の1つとして公開をいたします。これは、多摩市公式ホームページや、多摩市役所第2庁舎1階にある行政資料室、こちらで審議会資料や議事録の公開をさせていただきます。作成する議事録につきましては、皆様の御発言について、氏名は非公表とし、どちらの委員の発言か特定されないよう、A委員、B委員と表記をして公開をさせていただきます。

また、この議事録は審議会終了後に作成し、市公式ホームページにアップする前に、会長

の許可を得た上でアップロードする予定ですが、もしも委員の皆様の中で、議事録を先に閲覧したいという御希望がありましたら、事務局では、あらかじめ共有できる体制を取っていきたく考えております。

以上、くれぐれも皆様の審議の妨げにならないよう進行していきたく考えておりますので、忌憚のない御意見をいただければと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。皆さんから、何か御質問とか、御意見とかございますか。特にないようですので、この資料のような形で進めてまいりたいと思います。

それでは、議題③多摩市一般廃棄物処理基本計画についてに入ります。事務局から、御説明をお願いします。

○ごみ対策課長 事務局から、議題③多摩市一般廃棄物処理基本計画について説明いたします。初めに、資料4、計画の概要についてを説明いたします。資料のページどおりではなく恐縮ですが、最初に5ページを御覧ください。

3. 本計画の趣旨、(1) 一般廃棄物基本計画の趣旨。一般廃棄物処理基本計画は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに、循環型社会システムの確立を図り、もって、市民の健康で快適な生活を確保するために、自治体における廃棄物の発生抑制、再利用の促進、廃棄物の適正処理及び、生活環境の清潔保持に関する基本方針を定めるものでございます。

(2) 位置づけ。本計画は、本市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、総合的・計画的にまちづくりを進める上で、根幹となる計画として定められた、第五次多摩市総合計画を具現化するための個別計画となっておりまして、第五次多摩市総合計画の下位計画となる、多摩市みどりと環境基本計画のさらに下位計画として位置づけられております。

(3) 計画期間。計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、おおむね5年ごとに見直しを行う予定です。

6ページの4. 本計画の体系を御覧ください。一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つから構成され、それぞれの基本方針を定めるとともに、ごみについては、排出抑制、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における計画を、生活排水については、処理に関する計画を、それぞれ示します。

次に7ページに、計画処理区域を図に示しますが、本計画の処理区域は、多摩市全域となります。

それでは、1 ページ目にお戻りください。現在、多摩市を取り巻く廃棄物の社会情勢として、世界の動向は、2015年9月の国連サミットでは、2030年における17のゴールと169のターゲットで構成されるSDGs、持続可能な開発目標が設定されました。また、同年12月のパリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2度より十分下方に抑えるとともに、1.5度に抑える努力を継続するということが掲げられています。

このような動きの中で、特に廃プラスチックや食品ロスの問題への注目が高まり、廃棄物分野においても、プラスチックの使用料削減及び、資源循環の構築、食品ロスの発生抑制に向けた規制や政策が急速に進められています。

次の2 ページ、(2) 国の動向を御覧ください。国では、平成30年に閣議決定された、第四次循環型社会形成推進基本計画で、SDGsへの取組を踏まえた指標や施策が示され、令和元年には、食品ロス削減推進法、令和4年には、プラスチック資源循環法が施行されました。また、令和2年10月には、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを政府が宣言し、特に廃棄物分野では、一般廃棄物の焼却や埋立て処分に伴う温室効果ガス排出の抑制、収集運搬車両の燃料使用の削減、中間処理施設等の稼働に伴う電力使用等によるエネルギー起源、CO2等の排出抑制等の対策が求められています。

(3) 東京都の動向については、令和元年に策定したゼロエミッション東京戦略において、2050年までにCO2排出実質ゼロを目指すことを決めました。令和3年3月には、東京都食品ロス削減推進計画を策定し、2030年度の食品ロス発生量について、2000年度比半減を目標に掲げています。また、令和3年9月に策定した、東京都資源循環廃棄物処理計画では、SDGsやパリ協定の実現に向け、持続可能な資源利用の実現、廃棄物処理システムのレベルアップ、社会的課題への果敢なチャレンジを柱として、一般廃棄物、プラスチック焼却処理量、食品ロスの削減等を指標に掲げています。

次に3 ページの2. 多摩市の現状を御覧ください。多摩市では、平成25年4月から、小型家電・金属類の分別収集を開始し、平成27年10月から、エコプラザ多摩への市民の剪定枝受入れを開始しました。同時に、多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場への草枝ごみ持込み手数料免除を廃止し、平成28年10月には、事業系ごみ処理手数料を改定しました。

さらには、コロナ禍における各企業でテレワークが推進されたことで、事業系ごみが、目標を大きく上回る減量となり、その結果、令和4年度末までに、計画目標値である平成23

年度比10%のごみ減量に対し、令和3年度末現在で、中間目標値である9%減を上回る13.3%の減量を達成することができました。家庭系ごみについては、全体として中間目標を上回る減量を達成しているものの、品目によって施策の減量効果の現れ方に差が出ております。現時点で減量効果の少ない品目の減量をどうやって進めていくかが、今後の目標達成の1つのポイントと考えられます。

今後、本市においては、著しい財源不足が見込まれており、廃棄物処理の分野においても、根本から社会改革の起爆剤となる覚悟で、ごみ処理施設費用の大幅削減に取り組むことが求められています。本市のごみを処理している多摩ニュータウン環境組合、多摩清掃工場では、令和15年度以降の運営基本方針や、施設更新に向けた検討を現在行っており、併せて、災害時でも安定した処理ができるよう、構成市間相互の支援体制も考慮した検討が求められております。

エコプラザ多摩では、平成30年度から令和4年度の5か年をかけて、資源化センター長期修繕計画に沿って、各プラント設備の更新を実施しました。今後も施設を安全かつ安定して稼働していくために、長期修繕計画に基づき計画的に整備を行うとともに、令和4年度に策定する長寿命化計画に沿って、プラント設備の延命化を図ってまいります。最終処分場についても、日の出町の御理解の下、利用させていただいておりますが、こちらも延命化のため、ごみ減量をより一層推進することが求められております。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や、令和元年10月に発生した台風15号・19号などを経て、災害時のごみ収集や廃棄物の処理など、新たな課題を見据えた上で、資源循環型社会の構築を目指す必要があります。なお、多摩市においては、平成30年度に多摩市災害廃棄物処理計画を策定したところです。

次に4ページの(2)本市を取り巻く社会の変化を御覧ください。環境部長の御挨拶の中でもありましたように、多摩市と多摩市議会は、令和2年6月に多摩市気候非常事態宣言を宣言いたしました。さらその後、プラスチック資源循環促進法の制定を契機として、プラスチックに係る施策を、今後の社会に最適なものへと転換していくため、多摩市プラスチック削減方針を策定し、4R+リニューアブルの推進を基本原則として、プラスチックの利用の削減、リサイクルの推進、適正な分別を、本市における取組の基本方針に定めたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の生活様式や事業活動の変化によって様々な課題が生じており、今後の市民の生活等への影響も不透明な状況です。今回、多摩市一般廃棄物処理基本計画を策定するに当たっては、市の特性や、これまでのごみ減量やり

サイクルに向けた取組等の経緯を踏まえた上で、現在、市が掲げる課題を再認識し、持続可能な社会の実現に向けて、適切な目標の設定と効果的な施策の構築が必要と考えております。

資料4については、以上でございます。

○計画担当主査(施設) 続いて計画担当より、多摩市の概況について説明をいたします。資料5を御覧ください。

1 ページ目になりますが、多摩市は、北側は多摩川を境に府中市に接し、東は稲城市、南は神奈川県川崎市麻生区と町田市、西は八王子市と日野市に接し、面積は21.08平方キロメートルの市で、昭和46年に入居を開始した多摩ニュータウン開発によって、市域の6割がニュータウンとなり、令和3年に市制50周年を迎えました。

2 ページ目を御覧ください。多摩市の人口につきましては、令和4年10月1日現在の推計値は、計14万5,114人、世帯数は7万1,934世帯で、世帯当たり人員は2.05人まで低下をしております。

続いて、3 ページ目を御覧ください。2) の年齢別人口は、令和元年以降、最も人口が多い年代は40歳代、続いて70歳代、50歳代の順で、令和3年は、60歳以上が35.4%になり、60歳以上の著しい増加が続いております。なお、平成30年3月に計画改定をした際には、平成28年時点では、最も人口が多いのは40歳代というところは同じなのですが、次いで60歳代、30歳代の順でしたので、高齢化が少し進行したものと考えます。

3) 家族類型につきましては、核家族世帯が57.8%を占めており、核家族世帯の内訳を見ると、従来、標準世帯と言われてきた夫婦と子供からなる世帯は、全体の26.6%で、単独世帯の38.4%より少なくなっております。平成30年3月の計画改定時には、夫婦と子供からなる世帯は、全体の29.4%、単独世帯は35.3%でしたので、単独世帯の割合が増えております。

4 ページを御覧ください。将来の収集人口を示します。下段の表の真ん中の列が、収集人口となります。令和3年度は実績値となりますが、令和4年度から令和14年度までの数値は、令和3年3月に策定した第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第1章、多摩市人口ビジョンの値を採用しており、今後の計画目標値を算出する上で基本となる人口の値は、この数値を採用していきます。なお、グラフを御覧いただくと、視覚的に分かりやすいと思われませんが、人口は減少傾向にあるのに対し、世帯数は増加傾向となる推計です。

以上で、③多摩市一般廃棄物処理基本計画について説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。それでは、皆さんから、ただいまの事務局説明について、御質問とか御意見がございましたら、お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。L委員、どうぞ。

○L委員 資料に間違いがあるように思っておりまして、資料5の2ページ目、人口と世帯数の推移のところの数字が、下段の令和4年の数字と合っていないんですが、これは、どちらが正しいのか、事務局から回答をお願いしますでしょうか。

○会長 事務局からお願いします。

○I委員 文章の総計が、表の144,804人と合うんじゃないですか。

○計画担当主査(施設) 大変申し訳ございませんでした。表の数字を参考にしていただければと思います。文章は修正をさせていただきます。ご指摘ありがとうございます。

○I委員 表の数字が正しいということですか。

○計画担当主査(施設) 表の数字を参考になさってください。

○I委員 日本人が144,804人で、合計が147,539人という文章ならいいんですか。

○計画担当主査(施設) はい、この数字になります。

○I委員 質問、いいですか。

○会長 それでは、I委員。

○I委員 人口に関しては、4ページの一番下段にある外国人の推計値は、本調査において独自に推計したものとあるんですけども、この独自推計の根拠と、2ページの平成24年から令和4年で、外国人が3割増えているのに、なぜ今度の10年間は、ほぼ増えないという想定をしているかがちょっとよく分からなくて、その2点を教えていただけますか。

2ページの人口推移の10か年を見ると、外国人が、2012年に2,086名から、2022年には2,735人と131%、31%増えているのに、4ページの独自の推計では、2,732人から2,760人と、ほとんど横ばいだ。とする前提は、何なのかなというのがよく分からなくて。これが、もし今後も同じように3割増えるとすれば、2,732人が、今度は3,500人ぐらいになるわけですよ。その影響を無視はできないのかなと思うんですけど、ただ前提が、外国人は今後、多摩市では増えませんという前提になっているけど、それって本当に読みとして当たっているのかなというのが、直感的には、あんまり当たっていないような気がするんですけど。なので、この独自の推計というのが、何を根拠にした推計なのかを、ちょっと知りたいなど。

○計画担当主査（施設） I 委員、申し訳ありません。改めて回答いたします。

○I 委員 全体に与える影響は、そんなに大きいとは思わないんですけど、ただ今後の取組の中でね、やはり今後、変化が大きいところに関しては、どうやって効果的に手を打っていくかと考えたときに、外国人の問題というのは、ある意味で単身の増加と同じで、ごみ対策上は、結構注意を払わなきゃいけないなと思っているんですけど、それが施策には特にうたっていないので、それと、この人口増が外国人はあまりないと見ているのに関連しているとしたら、実はその人口増をどう読むかは、大事な要素の1つかなと思うので、それでちょっと質問した次第です。後ほどで結構です。

○計画担当主査（施設） 分かりました。

○会長 じゃ、後で調べて御報告いただければと思いますが、大体この人口の将来推計というのは当たらないですね、後で振り返ると。多摩地域の人口は相当減ると考えておりますが、微増しているような状況であったり、ということです。一応の参考にはし、またそれを踏まえてということになるのかもしれませんが、よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。O 委員。

○O 委員 それでは、資料4の3ページの一番最後のところ、最終処分場のところの記述について、確認をさせていただきたいと思います。最終処分場については、皆様も御承知のように、日の出町に多摩地区は設置しているところですがけれども、現在こちらの処分場では、エコセメントのプラントを造っておりまして、現在は埋立て処理は実質0になっているということで、延命化の取組については、成果が出ているのかなというところはあるかと思えます。

その辺りのところの記述、エコセメントの関係と、それからこちらの延命化の記述、それから、ごみ減量のあたりのところについて、もう少し丁寧な説明をされたほうがよろしいのではないかとことを指摘しておきたいと思います。

○会長 事務局から、何か御意見がございましたら。

○ごみ対策課長 もう少し細かく、エコセメントの効果等についての説明をするように、修正させていただきます。

○会長 では、そのようにお願いいたします。ほかに、御意見とかはございますか。特にないようですので、次に移りたいと思います。

そうしますと、次は、④ごみ処理基本計画の基本理念につきまして御説明を、事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 事務局から、一般廃棄物処理基本計画を構成する2つの計画のうちの1つである、ごみ処理基本計画の基本理念について説明をいたします。資料6を御覧ください。

初めに(1)社会の変化及び地域の要請を御説明いたします。国は、循環型社会の形成推進を掲げ、個別分野のリサイクル法制度を整備してきましたが、生産・流通する企業の側は、新たな商品やサービスを次々に提供しております。それらは、市民生活だけではなく、廃棄物の質と量にも変化をもたらしています。市町村等、廃棄物処理やリサイクルを行う側は、処理施設の整備や分別収集体制の整備等に時間と投資を要するため、新たな商品の適正処分に苦慮する場面が増えております。

この四角囲みのところを御覧ください。SDGsを経営理念に掲げる企業が増えていることや、レジ袋をもらわない消費行動が普及し、店舗側の意識も変化したこと。小型家電などに含まれる希少金属等を、資源として再利用する必要性についての関心が高まっていること。震災や低炭素社会への関心等により、節電等省エネ行動への意識が高まったこと等は、社会への良い兆し、良い変化であると考えます。

一方で、その下の四角です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、オンライン販売やテイクアウトが加速し、段ボール等梱包材や、プラスチック製容器の排出が加速したこと。外出時に携帯しやすいサイズのペットボトル飲料の普及など、利便性の追求によってごみが増加していること等は、課題となる変化と考えております。

また、高齢化によって、在宅医療の利用者が増加し、医療系廃棄物が増加していることや、取り出すことのできないリチウムイオン電池が混入した製品が増加していることは、処理しにくい新たなカテゴリのごみの出現であり、同じく課題であると考えております。

これらの社会変化の中、社会や地域では、ごみ処理に係る経費の削減と環境負荷の低減、最終処分場の長期活用のため、最終処分量の抑制が強く要請されており、多摩地域では、焼却残さのエコセメント化に取り組んでおります。

次に裏面の(2)基本理念を御覧ください。多摩市みどりと環境基本計画では、環境への負荷の少ない循環と調和を基調とした社会を、みんなで共につくり、継承していくことを基本理念とし、目指す環境像として、「循環と調和のまち みんなで創る多摩」を掲げております。本計画においても、将来的なごみゼロ社会実現を見据えた中で、循環型社会の構築のため、ごみの減量と資源化を進め、ごみの発生量をできる限り少なくし、ごみ処理における環境負荷の低減を推進します。また、適正なごみ収集・処分を行うことにより生活環境を保全

し、衛生的に暮らしやすい多摩市を目指し、基本理念は「協働の力で環境負荷の少ない循環型のまち 多摩を構築する」を提案いたします。

次に(3)基本方針を御覧ください。本計画における基本方針は、循環型社会における取組のリデュース、リユース、リサイクルに加えて、ごみになりそうなものは断る、リフューズを加えた4Rと、資源投入を最小限にして、極限まで循環利用するというリニューアブルの考え方を実現するものとし、そのプロセスにおいては、計画を推進する主体となる市民・事業者・市の協働によることとし、以下の4つ、1.発生抑制・排出抑制、これは、製品等がごみとなることを抑制すること。2として、資源化。これは、排出されたごみ等を、できるだけ資源として適切に利用すること。3.適正処分。これは、どうしても資源として利用できないものは、適正に処分するということ。4.協働の取組。これは、市民・事業者・市が、協働した取組を行うこと。以上4点を基本方針とします。

以上で、ごみ処理基本計画についての説明を終わりたいと思います。

○会長 ありがとうございます。皆さんから、何か御意見はございますか。L委員。

○L委員 今の資料6の(3)基本方針のところですけど、リデュース、リユース、リサイクル、リフューズと、なぜこの片仮名表記にするのかを非常に疑問に思っております。先ほどの別の資料でも同じ表現で、片仮名で出てきたんですけども、これを全部理解できる市民が、一体どれぐらいいるのだろうか、いつも疑問に思っております。片仮名もいいんですけど、その後に「減らす」とか「繰り返し使う」とか「再資源化」とか「再生可能な資源に変える」とか、日本語をちゃんとつけてほしいなと思います。この片仮名を聞いて分かる方は、先駆的に環境問題のことをやっていたらっしゃる方で、ほとんどの方は、特に高齢の方とかは、この区別がほとんどつかないと思いますので、ぜひ日本語の表現を加えていただきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。まとめのところには、日本語で書いてありますけれどもね。1から4までは。B委員

○B委員 同じところなんですけれども、基本方針の説明の部分と、四角で囲った中身が微妙に違うのが、ちょっと気になるんですけど。この辺をそろえることはできないのでしょうかということです。例えば、四角囲みのほうでは、発生抑制・排出抑制という言葉を使っていて、あとは資源化ですよね。あと、リユースが入っていないんですよね。それから、説明文の中にない「適正処分」も四角の中にはあって、微妙に違いがあるように思われるのですが、その辺をそろえるとともに、片仮名表記については、ちゃんと説明を加えるな

ど、そういった修正が必要なんじゃないかなと思います。以上です。

○会長 おそらく、基本計画の本文においてはそういう配慮をしていただけるのかなと思いますけれどもいかがですか。

○ごみ対策課長 こちらは、また次回以降に修正案をお示ししたいと思います。その中では、可能な限り市民から見ても分かりやすいような表現を、変えるか、あるいは括弧書きで付記する形で表現したいと思います。

○会長 では、そのようにお願いいたします。ほかはいかがでしょう。よろしいですか。それでは、ここからが本題になるわけですが、⑤です。計画目標値です。事務局から、説明をお願いいたします。

○計画担当主査（施設） それでは、計画担当から議題⑤計画目標値について、資料7及び資料7参考のごみ減量目標、資料8、排出抑制計画、それぞれ分けて説明をさせていただきます。

多摩市では、現計画である平成25年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、排出量を10%削減、資源化率目標40%、焼却残さを資源化し、埋立量を0に近づける、この3つを目標として取り組み、令和3年度までに、ごみ排出量の削減率13.3%を達成し、埋立量は平成27年度以降0tと継続しておりますが、資源化率については、おおむね34から35%を推移する結果となりました。

皆様のお手元の資料7の後に、資料7参考がございますので、この資料7参考の一番最後のA3の表を御覧ください。表に示します一番左側の縦の列の数字、これが令和3年度実績であって、新たに策定する計画の基準年となります。一番右の縦の列の数字が、目標となる令和14年度の数値となりますが、このページに書かれている数値は、これは現計画のまま、新たな施策に取り組むことなく経過した場合の現状推移の数値となります。

①の排出量の推移の下から3行目、ごみ量の欄を御覧ください。ごみ量は、令和3年度は、3万617t、1人1日当たり排出量は567.2gであったのに対し、令和14年度には、3万1,241tまで、10年間で624t増加し、1人1日当たり排出量は604gまで、10年間で36.6g増加をする見込みとなります。

また、ごみ量は増加するのに対し、1つ下の行の資源の量は減少しますので、②の資源化率の推移については、令和3年度の34.0%から、令和14年度には30.9%へ減少する推計となります。

③の埋立量について、こちらは0tを継続する見込みです。

次に資料7参考の、最初のA4の資料を御覧ください。これは、このままでは現状推移は増加に転じてしまうため、資料7は目標達成時になるのですが、この目標を達成するため、現在検討している施策をそれぞれ項目別に想定をしたものです。

初めに、家庭系ごみの施策になりますが、施策1の生ごみの水切りは、現状の施策となります。本日新たに委員になられた方には大変恐縮なのですが、前回の第1回審議会で、令和3年度可燃ごみの組成分析の結果、生ごみの割合が38.25%と説明をさせていただきました。この38.25%の生ごみの80%は水分であり、器具で水切りをし、全国事例の平均の12%の効果が出ると推計し、約40%の市民の皆さんに協力していただけるよう啓発をすることで、1人1日当たり6g、年間310t減量できるという推計の見方です。

施策2については、生ごみ堆肥化の普及啓発による減量施策です。これは、10年間で200世帯に普及することで、取り組む人口が402.3人となり、1人1日当たり0.44g、年間22.9t減量できると推計をしております。

施策3は、組成分析の結果の可燃ごみに、38.25%混入している生ごみのうち、手つかずの食品の割合を、令和2年度に実施した食品ロス調査結果28.5%から、令和14年度の手つかずの食品の数量を算出し、そこに環境省の掲げる目標値である削減率50%、これに乗じて、1人1日当たり削減量は22.2g、年間1,150.2t削減できると推計をしました。

施策4は、簡易包装の推進による減量。具体的には、令和3年度の可燃ごみ中の紙類の割合は、10.5%含まれており、約40%の市民の皆さんに、自身のエコバック等の利用を促進し、お店で紙袋をもらうのを減らそうと普及啓発をし、減量するものです。1人1日当たり17.1g、年間886.3t削減するものと推計をしております。

それでは、この裏面の資料を御覧ください。施策5、こちらはミックスペーパーのリサイクル。具体的には、現在は古紙として収集しておらず、可燃ごみとして排出をお願いしている窓つき封筒やビールのマルチパック、レシートやカーボン用紙など、資源化できる紙類の種類の見直しの実施となります。これらの紙類を、可燃ごみではなく40%資源化をすることで、1人1日当たり17.1g、年間886.3t削減するものと推計をしました。

施策6は、燃やせないごみに混入している小型家電、金属類などの資源物の適正分別を、施策7については、燃やせないごみに混入している燃やせるごみを適正に分別することで、それぞれ削減効果を推計したものとなっております。

この次のページになりますが、事業系ごみの削減、資源化の項目別想定を示しており、施

策1は、食品ロス、生ごみの削減。施策2は、紙類の独自処理の推進。施策3は、燃やせるごみへのプラスチック混入防止による、いずれも減量効果を推計したものとなっております。

これらの施策に取り組み、目標を達成した際の数値を、資料7に示しております。資料7を御覧ください。

こちらの①排出量の推移の一番右側の令和14年度目標を御覧ください。資料7参考に示した現状推移では、ごみ量は増加傾向にありましたが、施策の目標を達成することで、令和14年度のごみ量は2万5,604tへ減量。1人1日当たり排出量は495.1gとなり、令和3年度の基準からマイナス12.7%の減量値となる推測です。

資源化率につきましては、これらの施策を実施することで、令和14年度に37.0%を達成する推計となります。

埋立量については、0tを継続する見込みは、特には変わっておりません。

なお、資料7の下段につきましては、環境省の第四次循環型社会形成推進基本計画で掲げている数値目標と、東京都が、東京都資源循環廃棄物処理計画で挙げている、新たな計画目標を参考に掲載させていただきました。

説明はこれで終わらせていただきますが、展開する施策や目標とする数値について、委員の皆様より、ぜひ御意見をいただきたく思います。

以上で終わります。

○会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。副会長どうぞ。

○副会長 なかなか減らしていくのは難しいなと思いながら、施策後の資源化、ミックスペーパーのリサイクルということで、幾つかの市は、これをやっているわけですけれども、全体を見ると、これで割と数量を稼いでいるかなと思うのですが、実際にミックスペーパーのその後というか、エコプラザで処理することになると思うんですけれども、そういうところの不都合というか、そういう点をちょっと聞かせてほしいなと思います。

○会長 C委員、お願いします。

○C委員 この資料で、施策5資源化、ミックスペーパーという表現は、ふさわしくないんじゃないか。どちらかというと、難再生古紙という、難古紙と我々が呼んでいる、複合素材のままの状態ですよね。紙でいうと、禁忌品という扱いをされているものですから、この表現をミックスペーパーとすると、誤解があると思うので難再生古紙と表現すべきと

考えます。

○会長　これは難再生品ではなく、いわゆる雑紙のことを言っていると、私は理解しました。

○C委員　窓つき封筒とか、レシートの感熱紙などを想定されているということで、これは紙でいう禁忌品に当たります。

○会長　禁忌品かどうかを、確認させてください。

○ごみ対策課長　今の御指摘は、従来でいう禁忌品というものを含むということは、そのとおりです。ここで言っているミックスペーパーは、禁忌品だけではなく従来の雑紙も含むと、そういう概念として、先行市でこの名称を実際に使っているということも踏まえて、市民向けに分かりやすい表現、従来の雑紙ではないと。雑紙プラス、従来の禁忌品というものを示すときに、1つの表現としてこういう表現がいいのではないかとということで使わせていただいております。

ですから、この名称については、仮に施策、やることが決まりましたら、皆様にも御意見を伺いながら、市民にとって分かりやすい名称・表現をしていきたいと思っております。

○C委員　その表現は、また後ということで。現状を申し上げますと、今現在、搬入されている市民から出ている雑誌・雑紙の約4割近くが雑紙です。現実には古紙で再生できる雑紙です。それ以外の例えば、窓つき封筒がそのまま出たなど、基本的に禁忌品に当たります。また、薬剤の塗った感熱紙は、原則、通常古紙として流通するものとしては禁忌品です。ただ、これはリサイクルできないわけではありません。事務局の提案のように、例えばこれだけを集めて、資源化ルート、別ルートに回すということであれば可能です。ということです。

○副会長　そういうことですね。混ぜ合わせると。

○O委員　混ぜ合わせるとせっかく紙で、リサイクル紙でリサイクルできるものまでも、低級なものになっていきます。

○副会長　そうですよね。

○O委員　価格でいい値段で売れるものまでが、安くなってしまいますから、これは別に考えたほうが、私はいいと思います。

○会長　ありがとうございます。事務局から。

○ごみ対策課長　まだこの段階では、このミックスペーパーというのは、アイデア出しの段階ですので、今後、皆様にも御意見、お知恵を拝借しながら検討していきたいと思っております。

が、先行市などの例を見ると、雑紙と難再生古紙を一緒に集めて、かつそれを一緒にリサイクルするという方法でやっている市もあると見ておりますので、選択肢としては幅広く考えております。

○会長　　ということですね。リサイクル事業者が、割と近いところにあるかどうかとか、そういうことにもよると思いますよね。

○O委員　　リサイクル事業者というか、製紙メーカーがそれを受け入れる、そういうことですね。

○会長　　そうです。以前、富士市まで行って見せていただいたことがありました。I委員、どうぞ。

○I委員　　先ほどの説明の中で、資料7参考の施策1については、現状施策の継続ですという説明があったのですが、それ以外の施策2から施策7まで、それから事業系ごみの施策1から施策3というのは、それぞれ継続の施策なのか、新規の施策なのか。その説明が抜けていたように思うので、それを教えてください。

○会長　　それでは、事務局からお願いします。

○計画担当主査（施設）　　ただいまの御質問ですが、新たに新規で施策として取り入れるというのは、今、御議論いただきました施策5のミックスペーパーのリサイクル、これは新規の施策になります。そのほかのものにつきましては、既にやっているものの継続という意味合いはもちろんあるんですけども、その一方で、普及啓発等を今まで以上に行っていくという取組になります。

○I委員　　事業系も同じですかね。事業系の3つの施策も、全て継続。

○ごみ対策課長　　事業系につきましても、基本的には現在既にやっているものに、さらに力を入れていくという考え方です。主に施策1について、現在、力を入れているところですが、施策2、施策3についても、さらに力を入れていきたいと思っております。I委員

○I委員　　そうすると現状継続、現状推移の数値では、こういう数字が出ますと。それが増えるのを、10か年で減らすためには、こういった施策をやるという内容が、基本的にはほとんどが現状継続であるとしたら、よほどアプローチの仕方とか、あるいは具体的に削減するための、例えば、施策3のように、年に1,150tも減らすというやつの具体的なプランがないと、ここでいう4割減、5割減だと、この下になりますというのは、何となく実現できるのかなとか思っちゃうんですけども、実際には、それだけの効果があつての現状・結果に、ある意味で上乗せしなきゃいけないことになるので、その辺のそれぞれの施策

の具体的な従来とは違う取組方というか、そういったものがそれぞれ今後、必要なのでは。

今現在、目標値として、この施策の試算の根拠を聞くと、何となくそうかなとかは思えるんですけども、施策自体は、実は従来どおりの延長がほとんどなんですねとなれば、なおさら、具体編のところを、今後より詰めていけるようにやっていただけたらいいかなと思います。

○会長 いろいろあるとは思いますが、やはり一番大きいのは、経済的手法が1つだと思います。特に事業系手数料です。この先10年スパンの中で、出てこざるを得ないものだろうと思います。値上げが、現実化していかざるを得ないだろうと思います。

もう1つ大きなことは、O委員清掃工場もいつまでも今のままでもつわけじゃなくて、この先10年となると、更新ということも出てくる可能性もあるわけです。そうしたときに、隣の市が、バイオエネルギーセンターと清掃工場を名づけて、バイオガス化を行っている。今後リサイクル率が出てくると思いますが、リサイクル率もおそらく上がることになるだろうと思います。何せ可燃ごみが減ります。可燃ごみの中から機械選別で、生ごみを落として、これをバイオガス化するというものですから。

そういう新しい技術がクリーンセンターに導入されるということもおそらく視野に入ってくると思います。しかし、これはまだよく先が固まっているということではありませんので、新たなクリーンセンターの件については、老朽化が進んでいるので更新期を迎えると。そのときの検討課題ということで、課題抽出はできるかもしれませんが、具体的などころというのは、まだおそらく市としても決めることができないと。実際に町田でどういう成果が上がるかをきちんと検証した上でないと、コストのことも考えて検証した上でないと、何とも結論を出せないことだろうと思います。

事業系ごみの手数料は、これは実現性が高いとは思いますが、他市との調整とか、色々なことがあると思います。排出事業者さんの理解なども得てということですので、そういう見極めも必要になってくると思います。やはり今後の課題として、しかしきちんと位置づけておく、というところまで、具体的な減量の推計値に乗せていくということは、今回は差し控えざるを得ないということになると思います。そんなことで御理解いただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。副会長。

○副会長 先ほどのこの新規事業は、次の資料8 排出抑制計画で、具体的に書いてあるかなと思うんですけども、資料7参考のところ書いてあるのは、生ごみに関して言うと、従来の生ごみの水切り、生ごみの堆肥化の推進、普及啓発ですか。あとは食品ロスの削減

という、大まかなくくりが3つしかないんですけど、計画のほうを読むと、いろんな方法もチャレンジしていこうということが見えてくるんですね。ですから、想定の中でこの3つだけにしないで、もうちょっとやる気を、もう少しやろうというところで、ちょっと書き込んだほうがいいんじゃないですか、と思いました。

具体的に言うと、集合住宅の再開発が行われる場合などでは、生ごみ堆肥場とかの設置、利用場所の確保とか、結構具体的なんですよ。周知方法の見直しなんていうところも書いてありますし、これも興味があるんですけども、想定の中にもそういうことも少し盛り込んだほうが気合が入るといえるか、もう少し前が見やすくなるのではないかなと思いました。

これから先の10年を見てやるのでしたら、ごみ対策課という名称が、ごみ対策でしかないんで、名称を変えて、少し気分を新たにやるぞというところを見せたほうがいいと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。議題としては、この後、資料8を事務局が説明して議論をするということになっていたんですけども。御趣旨はもつともでして、そのことも踏まえてということになるかと思います。

まず、今の議題です。計画目標値について、さらに御意見がございましたら、お願いいたします。C委員、どうぞ。

○C委員 資料7参考で、いろいろな施策を御提示いただいて、非常にいいと思って、このように力を入れていけば、少しずつなっていくのだと思うのですが、この審議会でこの2年ぐらい、コロナ禍でライフスタイルがどんどん変わってきたとか、いろんなことがあったのですが、減量目標がうまくいかなくなっているというのものもあるんですね。あとはやはり慣れということで、2年ぐらい前からこの審議会で、やはり最終的には、こういった施策にインパクトを持たせるためには、手数料の改定という話が毎回出てきていたと思うのですが、この辺に関して、何か考えてはいないのでしょうか、案の中で。やはり、近隣に比べて少し安くなっているというところで、施策1つ1つ、今までのやってきた施策を進めるに至っても、起爆剤として手数料の改定を含んで考えていかないと効き目がないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長 今の手数料の水準につきましては、次の項目、資料8に関する説明の中で触れさせていただくつもりでした。具体的に言いますと、資料8の2ページのところに、①ごみの発生抑制と減量の推進と書かれたところがございまして、その5番目の点のところ、ごみ減量や社会状況等により、ごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析・検

証し、構成市への配慮や均衡を考慮しつつ、廃棄物処理手数料の見直しを含めた減量対策の強化、適正負担について随時検討します。このように書かせていただいております。ですので、選択肢の1つとして入れさせていただき、今後のこの計画の進捗を見て判断を、また審議会で仰ぐと、このようなイメージで考えております。

○会長 ありがとうございます。では、事務局からこの資料8について、説明をしていただけますか。

○計画担当主査(施設) 分かりました。では次に、排出抑制計画について説明をします。資料8を御覧ください。

1 ページ目に示す指標、これは資料7で説明をさせていただいた、3つのごみ減量目標を達成するために5つの柱となり、前回までの審議会でも説明させていただいたものとなります。本日は、具体的な施策についての説明をさせていただきますが、目標の部分には、特に関わりの深いSDGsのゴールを示させていただきました。

また、目標1のごみ発生抑制と、ごみ減量の推進の施策②になりますが、前回までの審議会で提示してきた資料では、粗大ごみの資源化と記載をしておりましたが、目標3の資源の有効利用の施策②粗大ごみ等の再利用と同じような意味を示しており、明確に違いを設けるのが難しかったので、今回から、粗大ごみの発生抑制と改めさせていただきます。

目標1の施策③についても、前回の審議の中で、スーパーエコショップの名称は記載しないこととなりましたので、エコショップの推進と改めました。

目標2、ごみの適正処理に向けた分別の徹底の施策についても、それぞれ家庭系・事業系が明確に分かるように表記を修正いたしましたので、資料のとおり御報告をいたします。

それでは、2ページを御覧ください。

○ごみ減量推進担当主査 それでは、ここからごみ減量推進担当が御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

1つ目の施策である、ごみ発生抑制と減量の推進については、ごみ減量啓発紙「ACTA」や、市公式ホームページ、ごみ分別アプリ等を通じ情報発信をし、市民の意識を高め、行動につなげるための必要な普及啓発や支援を行います。アプリやリーフレットは、多言語対応することで、外国人登録者への普及啓発も図ってまいります。

また、先ほど少し触れましたが、ごみ減量や社会状況等により、排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析し、また検証し、構成市への配慮や均衡を考慮しつつ、廃棄物処理手数料の見直しを含めた減量対策の強化、適正負担について随時検討していきます。

2つ目の施策。粗大ごみ発生抑制については、不用品の再利用について、インターネット上の地域情報サイトの普及を支援することで、市民同士の譲渡などを促し、粗大ごみの発生を抑制することを検討していきます。

3つ目の施策。エコショップの推進については、エコショップ更新時には、認定項目の精査、見直しを行い、制度の推進によってマイバッグ運動、無料の使い捨てプラスチック製品の削減、資源の店頭回収、ばら売り・量り売り、詰め替え商品販売などに積極的に取り組む姿勢を強化し、ごみ減量と資源化に一層配慮した店舗を増やしたいと考えております。

また、エコショップの周知を推進するとともに、店頭回収を利用する市民に対しても、資源を持ち込む際に、マナーの向上のための啓発もしていきたいと考えております。

以上です。

○清掃担当主査 清掃担当でございます。3ページを御覧ください。目標2、ごみの適正処理に向けた分別の徹底について、施策・取組内容を説明いたします。

1つ目の施策、家庭系（収集）ごみの分別の徹底については、燃やせるごみの中に混入されている紙類やプラスチックなど、資源の適正排出の啓発を強化し、燃やせるごみの減量に取り組んでまいります。

また、大きなプラスチックは、燃やせるごみとして処理をしていましたが、40リットルサイズのプラスチック袋を作成することで、リサイクル量を増やし、可燃ごみ削減を検討してまいります。

介護が必要な高齢者など、ごみ・資源の排出が困難な市民への支援についても検討し、適正分別の促進を図っていく予定です。

2つ目の施策、事業系（持込み）ごみの分別の徹底については、市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの分別と適正排出に関する啓発を行い、大規模事業所に対しては、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書に基づきまして、事業系ごみの適正処理と、さらなる資源化への指導、立入検査を行い、さらに啓発を推進していきます。また、大規模事業所の排出手数料について、処理原価を反映した水準に見直しをしていきます。

それでは、4ページを御覧ください。

○計画担当主査（施設） 計画担当より、目標3、資源の有効利用について、施策・取組内容を説明いたします。

1つ目の施策、資源の有効利用に向けた資源回収については、現在は古紙として収集し

ておらず、可燃ごみとして排出をお願いしている、資料7参考でもお話をさせていただきました難再生古紙等と言われるものの資源化の検討及び、近年使用量の増加しているリチウムイオン電池等の充電式電池の入った製品の、リサイクル店での店頭回収以外の回収方法拡大についても検討をしております。

2つ目の施策、粗大ごみの再利用につきましては、粗大ごみ排出量の削減に向けた啓発を行うとともに、エコにこセンターにおける粗大ごみ再利用品の販売について、収集カレンダーやアプリを用いて周知をいたします。また、インターネット上の地域情報サイトを活用した、市民同士、または市から市民への譲渡等の導入も検討しております。

3つ目の施策である焼却灰リサイクルについては、焼却灰のエコセメント化による、埋立量0を継続するとともに、エコセメントを用いたコンクリートや、コンクリート二次製品の積極的な活用を、市の公共工事に推進をしております。

4つ目の施策、リサイクル活動の支援については、自治会や団地・マンション管理組合等をはじめ、新規に集合住宅建設の打合せ時には、資源集団回収を積極的に案内し、リサイクル活動を支援いたします。

それでは、5ページを御覧ください。

○ごみ減量推進担当主査 食品ごみ削減について御説明申し上げます。

1つ目の施策。生ごみの減量と堆肥化の促進については、生ごみの水切り徹底に関する啓発を継続して行います。新たに取り組む市民や、継続して取り組む市民を支援する啓発も行ってまいります。また、公共集合住宅の再開発等が行われる際は、生ごみ堆肥置場や、堆肥利用場所の確保を適宜お願いし、地域での生ごみ資源化を支援する働きかけをします。

2つ目の施策。生ごみの資源化については、生ごみを資源化するための収集方法を見直し、資源化のための排出先の見直しを進めます。清掃工場の建て替え時には、生ごみ処理施設の新規建設も提案していきたいと考えております。

3つ目の施策。食品ロス対策につきましては、食品ロス削減に向けた家庭への啓発や、小学生を対象とした、食品ロス対策講座を行い、子供たちに身近な食べ残しなどの環境問題に対する意識の醸成を図ります。また、飲食店食品ロス削減に取り組む事業者を、多摩市食べ切り協力店として登録し、事業者と連携した食品ロス対策の取組を推進してまいります。

続きまして、6ページを御覧ください。

○ごみ対策課長 最後に目標5、プラスチックの削減について、3つの施策の取組内容を御説明します。

1つ目の施策。プラスチックの利用の削減については、使い捨てカトラリーや、ホテルアメニティーを受け取らないことの推奨や、マイボトル利用を啓発することによる、ペットボトル使用量の削減に取り組みます。また、事業者による量り売りや、容器再利用を推奨し、プラスチックの量を削減してまいります。

2つ目の施策。プラスチックのリサイクルの推進については、ペットボトルの水平リサイクルに取り組むことで、循環型社会形成への貢献をしてまいります。また、今年4月のプラスチック資源循環促進法施行により、製品プラスチックは、指定法人ルート、再商品化計画の認定、独自処理の中から選べることになりましたが、今後、多摩市に適した資源化の方法を選択し、一層のリサイクルを図ります。

3つ目の施策。プラスチックの適正な分別については、市が持つ様々な広報媒体、それからスマートフォンアプリを活用した適正分別の啓発や、ポイ捨て防止を進めてまいります。

以上で資料8、排出抑制計画についての説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。それでは続きまして、多摩ニュータウン環境組合から出席されている、○委員から、二次電池排出のための絶縁作業ということで、説明をお願いいたします。

○○委員 お時間をいただきまして、ありがとうございます。資料8の中でも、資源の排出抑制計画3の資源の有効利用の中の1番目、資源の有効利用に向けた資源回収というところで、リチウムイオン電池のことについて触れています。リチウムイオン電池については収集時、清掃工場での処理の過程で、発火事故等も起こっているというところもありまして、適正な処理が必要になります。

これらの電池につきましては、清掃工場で処理しているのではなくて、専門に処理をしている事業者へ委託をして、最終的な処理をしてもらっているところですが、その事業者へ電池を出すに当たりましては、1つ1つの充電池を取り出して、その充電池を1つ1つ今度は絶縁処理をして、その上で事業者へ渡すという形を現在取っております。

このような形を取ることで、きちんとした、取り扱っているものがどういう内容のものであるかが分かる状態で、なおかつ絶縁して安全に持ち込めるということを、今、作業員の方が手作業で1つ1つやっているという状況でございますので、これらについて、御家庭で排出する時点で、絶縁などをきちんとしていただけると、それだけ作業効率等も上がってくるということ、工場としては期待しているところもございます。

また本日、資料は用意していないんですけれども、有害性ごみとして出ている蛍光管なの

ですが、こちら割れちゃいけないということで、色々保護材とかテープでくるんでいただいて、丁寧に出示していただいている方もいらっしゃるんですけども、それらのような手間をかけていただくことが、逆に処理するときに、清掃工場で破砕しているんですけども、破砕できなかつたりとか、別な形で処分しなきゃいけないということで、不都合が生じていることも、併せて紹介いたします。

ごみの出し方は、1つ1つの製品について、知識を皆さんに身につけていただくのは、とても大変なところではあるんですけども、大きな流れ、それから、私たち清掃工場がどんな作業をしているのかということも、本日、会議の中で紹介をさせていただけたらと思いついて、資料を用意いたしました。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、資料8の排出抑制計画、それから、今の二次電池絶縁について、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。副会長。

○副会長 ありがとうございます。○委員の資料がカラーで写真がたくさんで分かりやすくよかったと思います。やはり現場の作業というのは、なかなか市民は想像ができないところが多くて、市役所のロビーでごみの分別相談窓口をやっていると、次から次に、カセットガスボンベの古いやつとか、それからスプレー缶、もう使わないというようなものが持ち込まれます。やむを得ないのは受け取って、処分をこちらでしますと受け取るのですが、そういうところも、やはり最終的には清掃工場処理をされていると思うんですね。だからそういう啓発は頻繁にしないと、安易に市に何でもやってもらうという市民がすごく多くて、それだけで大変な作業と人手とかかかっています、危険な作業でもあります、という啓発は、やはり日常的にしていただければと思います。ホームページなどでも、ぜひよろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。○委員。

○委員 確認させていただきたい点が1点ございます。

ページで申し上げますと2ページと4ページのところにあります、粗大ごみ関係のところでございます。粗大ごみの発生抑制、それから粗大ごみ等の再利用になりますが、4ページのところで、環境組合が設置しておりますエコにこセンター、こちらで粗大ごみの再利用品の販売なども行っているということを御紹介いただきまして、また、周知もしていくということで、大変ありがとうございます。

こちらでは、ごみとして出た粗大ごみの中から状態の良いものを、商品として新たにお使いいただけるようにということで、提供しているところでもありますけれども、粗大ごみの発

生の抑制ということで取り組んでまいりますと、そちらのエコにこセンター、リサイクルセンターでの取扱い物品の量が減っていくということも、一方で出てくるということがございますので、今後の発生抑制、それからこれらの量が減ってきたときのリサイクルセンターでの事業等のことについては、私ども環境組合、リサイクルセンターとも、この後調整させていただきながら、進めていただければと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。L委員。

○L委員 新規の施策ということで、今回たくさん載っていていいなとは思ったんですけども、やはり市民の側からの働きかけができるような取組が、置き去りにになっているような感じがしていて、とにかく市民の協力がいないことには、ごみの減量というのは達成できないので、もう少し楽しさというか、関わったら私も貢献できているという実感を持てるような、発信の方法というのは必要だと思います。

例えば、粗大ごみのことに関しても、食品ロスのことに関しても、市民はとても関心が高いと思うんですけど、ここにありますよ、だから来てくださいという取組ではなくて、何かそれをもっとイベントにするとか、1か所だけではない方法で取り組めるような形。

例えば、桜ヶ丘に住んでいる人だったら、聖蹟桜ヶ丘、永山は生活圈だけど、多摩センターと言われると、遠いなという感じがしますし、何か1か所の施設で、そこへ持っていかなくちゃいけない。そこへ行かないと、自分の希望がかなわないというやり方は、もう古いと思っています。

食品ロスに関しても、今、お中元の時期になりまして、自分が意図していないものが贈られてきて、核家族になって、もう食べ切れないというところが結構あると思います。そういった余ったものは、気がついたら賞味期限が過ぎてしまって捨てるしかない、というようなことになっているお宅が結構あると私は思っています。今、食品の分配に非常に不均衡が起きていて、あり余っているところと、足りないところが明らかになってきているので、そういうものが、きちんと学生さんに渡るとか、困窮家庭に渡るといったようなルートのところまで、ごみ問題を通して考えていただくという方法が必要かと思っています。

それに関しても、例えば、聖蹟桜ヶ丘、永山の地区だったら、その地区に関連する市民団体の場所、ここで集めているから置いていっていいよとか、聖蹟桜ヶ丘だったら、ヴィータの中で置いていっていい場所を設けるとか、何か生活圈の中で動けるということがないと、単にごみ問題というような形で関わらせようとする、難しいと思うんです。それは、貧困の家庭とか学生さんに対して、貢献できることがありますという発信を、ぜひしていただき

たいと思っています。

○会長 ありがとうございます。メディアを使うというのも1つですね。C委員、どうぞ。

○C委員 今の御意見は、本当にそのとおりでございます。

5ページの食品の残飯のところに附帯してですが、フードドライブの記述がないのですが、多摩市は、社会福祉協議会とか、また民間の団体を通じて取り組んでおられますから、この辺は詳しく記述をしておいたほうが、今のような問題も兼ねられるんじゃないかなと思います。何か色々調べると、どんどん出てくるんですね。多摩市は、大がかりにやっていますから、その辺も詳しく。あっちは福祉問題だと言わずに、ごみ問題として、一緒に考えたほうが良いと思います。

○会長 N委員、どうぞ。

○N委員 まず、粗大ごみの発生抑制のところ、2ページ目の先ほど、清掃工場のO委員からもお話があったりしていたのですが、エコにこセンターを活用という点では、簡単ではないと思うのですが、世田谷でリユースの促進みたいな事業をして、粗大ごみをリユースするみたいな事業のスポットというか、やっている事例があって、なかなかいい取組だななんて思ったので、簡単ではないかもしれないのですが、そういった展開も検討してもらえればなって思ったということが1つと、3ページ目に40リットルのプラスチックの袋を作成するというので、これは市民目線で市民にそうすると働きかけていかなければいけないし、市民が心がけなければいけない。これは具体化して、もう実施する予定でいるのかということが1つ。

それから、6ページ目のプラスチックの一番最後に、適正な分別というところで、容器包装プラスチックと製品プラスチックの適正な分別を進めます、とありますが、これは市民に関係してくるのか、収集・分別の見直しをする予定がこれからあるのかどうかを、確認させていただきたいなと思って質問しました。

○会長 最初の新しいビジネス事業者の活用というところは、提案ということです。あとの2つのご指摘については、事務局から、お答えいただけますか。

○ごみ対策課長 まず、40リットルのプラスチックの袋については、これは前向きに導入の方向で検討しております。逆に導入すべきでないという御意見があれば、今の段階でお聞かせいただきたいと考えております。

次に、プラスチックの適正な分別についてですが、こちらについては、主に環境美

化活動に、これまでと同様に力を入れていくということを中心に考えておりました、新たに分別を変えるということは、今のところは考えておりません。既に多摩市は、きれいなプラスチックは資源に、汚れたプラスチックは燃やせるごみという分別で、市民の皆様にはお願いしております、今のところは、この分別を変える必要はないのではないかと考えておりますが、今後、製品プラスチックの資源化の方法について、さらに指針等が示されれば、それに合わせて、適宜、必要に応じて見直し等はしていきたいと考えています。

○会長 よろしいですかね。時間が迫ってきましたので、この辺で、次の報告事項に移りたいと思います。

令和4年度資源化センターその他設備等改修工事の工事請負契約の締結、事務局からお願いします。

○計画担当主査（施設） では、施設担当から、報告事項①、令和4年度資源化センターその他設備等改修工事の工事請負契約の締結について御報告を申し上げます。参考資料を御覧ください。

多摩市立資源化センターにおきましては、平成29年度に東京都都市整備局より都市計画事業認可を取得し、資源化センター長期修繕計画に沿って、平成30年度から令和4年度にかけて、施設の機能保全と継続的な安定運転の実施、性能水準の維持を図ることを目的に、各プラント設備の改修工事に着手をしております。これまでに、平成30年度はびんプラント、令和元年度は缶・ペットボトルプラント及び草枝資源化プラント、令和2年度はプラスチックプラント、令和3年度は古紙プラント設備の改修工事を実施してまいりました。

今年度は、一連の改修工事の最終年度として、平成11年度の供用開始後、22年が経過をしている各プラントラインに附帯するトラックスケールなどの計量設備や、工業用ITVカメラ、中央制御装置など、計装設備の老朽化に伴う設備更新の実施をいたします。

詳細につきましては、2. 工事概要に記載のとおりとなります。

なお本工事は、令和4年6月8日付にて、工事請負契約を締結いたしました。実施設計を9月まで、機器製作を12月までとし、現場での施工は令和5年1月からを想定しております。

資料中の3. 工程計画の契約工期になりますが、令和4年6月9日から、ここに令和4年と書いてありますが、正しくは令和5年度となりますので、修正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。なお、本年度の工事は昨年度までとは異なり、施設の稼働を停止して行う工事ではありません。

最後に、本工事の契約金額、契約の相手方につきましては記載のとおりとなります。

以上で報告を終わります。

○会長 ありがとうございます。何か御質問はありますか。

それでは最後に次第6、その他、次回審議会について、事務局のお願いします。

○計画担当主査（施設） 委員の皆様、本日はお忙しい中、審議会に御出席いただき、また多くの御意見をいただき、誠にありがとうございました。

最後に事務局より、令和4年度第3回の審議会開催について御案内をいたします。第3回審議会は、8月26日金曜日午後2時、14時からとさせていただきたく考えております。皆様の御希望はいかがでしょうか。

○会長 よろしいようですね。

○計画担当主査（施設） ありがとうございます。では次回は、8月26日金曜日午後2時、14時から、この場所で開催をさせていただきます。

並びに、その次の第4回の審議会について、御案内をさせていただきたく思います。第4回の審議会につきましては、10月7日、同じく金曜日です。午後2時からの開催を考えております。皆様の御都合はいかがでしょうか。

○会長 大丈夫ですね。御予定にお入れください。

○計画担当主査（施設） ありがとうございます。では、また追って開催通知等にて、お送りさせていただきたいと思います。

事務局からは、以上です。

○会長 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

— 了 —